



気まぐれ通信 2022/12

社会福祉・医療の公益性・非営利性の観点から、経営主体のガバナンスの強化、透明性向上等の制度の見直しが行われ、説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方がさらに求められております。本通信では、これら社会福祉法人・医療法人の制度改革その他経営関連のトピックスをご紹介します。 監査法人ユウワット会計社

令和5年度予算の編成等に関する建議について

財政健全化の方策などを話し合う財務省の財政制度等審議会は11月29日、「令和5年度予算の編成等に関する建議(以下「建議」と言います。)」と「今後の財政運営に関する基本的考え方」を取りまとめ、鈴木俊一財務大臣に提出しました。

建議では各分野の予算編成における財務省の意見が述べられていますが、社会保障については36頁が割かれています。そして、令和6(2024)年度に向けた介護保険制度や介護報酬の見直しが来年度に行われることから、介護保険の負担の在り方と給付の在り方等について、項目を建ててそれぞれに記述されています。

介護保険の負担の在り方については、①利用者負担の見直し、②多床室の室料負担の見直し、③ケアマネジメントの利用者負担の導入、④介護保険の第1号保険料負担の見直し、が挙げられており、介護給付等の在り方については、⑤要介護1・2への訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行等、⑥業務の効率化と経営の大規模化・協働化、⑦インセンティブ交付金の在り方見直し、⑧介護給付適正化事業の見直し、⑨地域医療介護総合確保基金(介護分)の有効活用、となっています。これらはいずれも従来から財務省が主張してきたものですが、前回改定に向けた令和2年度予算の編成等に関する建議の本文の項建ては、①給付・サービスの範囲の見直し、②給付・サービスの効率的な提供、③時代に即した公平な給付と負担、とされており、これらの9項目は本文の例示や参考資料に示されている程度でした。今回それぞれが独自に項目建てされていることに財務省の本気度が窺われます。

介護サービスの利用者負担は、平成27(2015)年から個々の経済状況に応じて1割から3割と定められていますが、2割負担の対象者を拡大したり、原則を2割負担としてさらに現役世代並み所得等の判断基準を見直すことを提言しています。

要介護1・2への訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行は、平成30(2018)年3月末に移行が完了した

要支援者と同様、人員配置や運営基準の緩和などで地域の実情に合わせた多様な人材や資源の活用により必要なサービスを提供するための枠組みを構築することにより全国一律の基準ではない生活援助型サービス等を提供することを目指しています。介護サービスの需要の大幅な増加と深刻な介護従事者の人手不足が懸念される中、介護従事者がより専門性の高いサービスに注力するためにも地域支援事業への移行をためらうべきではないとしています。

ケアプランの有料化や利用者負担の増加等については、利用控えにより却って要介護度の重度化が懸念され、要介護1・2への訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行も介護サービスの質や量の低下が懸念されることから、反対意見も多く、来年度の見直しは見送られるのではないかとされています。

しかし、少子化対策や防衛費の増大など対応すべき支出の増大に対して、税収その他の収入は限られています。不足分は借金(赤字国債)により賄うこととなりますが、それは後世に負担を回すこととなります。建議でも「将来世代への責任」という節を設けて「我々現役世代が当事者意識を持って、将来世代の利益に思いを致し、責任ある経済財政運営を取り戻さなければならない」としています。

令和6年度は、団塊の世代が全て後期高齢者となる年で、また診療報酬・介護報酬同時改定の年でもあります。高齢化率が30%を超える時代に向けた、持続可能な社会保障の議論がなされることと思います。

◎ 令和5年度予算の編成等に関する建議

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/zaiseia20221129/01.pdf

「気まぐれ通信」のアーカイブをご覧になりたい方、社会福祉法人・医療法人の経営・法律・会計等に関するご質問がお有りの方は、是非、弊監査法人の下記HPを通じてお問い合わせをお願い致します。ありがとうございました。

<https://iuvet.jp>

監査法人ユウワット会計社

